

37. 相続税及び贈与

区 分	相 続 税																		
納 税 義 務 者	相続又は遺贈により財産を取得した者																		
課 税 価 格	相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額																		
基 礎 控 除 等	3,000万円＋（600万円×法定相続人の数） （注）法定相続人の数に含まれる養子数は、原則として実子がいる場合は1人、実子がいらない場合は2人までとする。																		
税 額 の 計 算 等	（1）基礎控除の金額を超える部分の遺産額（債務控除の適用がある場合には、その控除後の価額）を法定相続人が民法の法定相続分の割合に従って相続したものとした場合の各取得分の価額につき超過累進税率（下表）を適用して計算した金額を合計して相続税の総額を求める。 <table><thead><tr><th></th><th>税率</th></tr></thead><tbody><tr><td>1,000万円以下の金額</td><td>10%</td></tr><tr><td>3,000万円</td><td>〃 15%</td></tr><tr><td>5,000万円</td><td>〃 20%</td></tr><tr><td>1億円</td><td>〃 30%</td></tr><tr><td>2億円</td><td>〃 40%</td></tr><tr><td>3億円</td><td>〃 45%</td></tr><tr><td>6億円</td><td>〃 50%</td></tr><tr><td>6億円超の金額</td><td>55%</td></tr></tbody></table> （2）上記の相続税の総額を、各相続人及び受遺者の課税価格によりあん分した額をもって、それぞれの者の納付すべき相続税額とする。		税率	1,000万円以下の金額	10%	3,000万円	〃 15%	5,000万円	〃 20%	1億円	〃 30%	2億円	〃 40%	3億円	〃 45%	6億円	〃 50%	6億円超の金額	55%
	税率																		
1,000万円以下の金額	10%																		
3,000万円	〃 15%																		
5,000万円	〃 20%																		
1億円	〃 30%																		
2億円	〃 40%																		
3億円	〃 45%																		
6億円	〃 50%																		
6億円超の金額	55%																		
控 除 等	（1）非課税 死亡保険金 500万円×法定相続人の数 死亡退職金 500万円× 〃 （注）死亡保険金及び死亡退職金の「法定相続人の数」には、基礎控除と同様、原則として養子は1人又は2人まで算入する。 （2）債務控除 被相続人の債務（公租公課を含む。）及び葬式費用を課税価格から控除 （3）税額控除 ① 相続税の対象となる遺産額に含まれる贈与財産につき課せられた贈与税額を控除 ② 被相続人の配偶者については、当該配偶者の法定相続分相当額（その額が1億6,000万円未満である場合には1億6,000万円）に対応する税額を控除 ③ 未成年者については、18歳に達するまでの年数各1年につき10万円を控除 ④ 障害者については、85歳に達するまでの年数各1年につき10万円（特別障害者については20万円）を控除 ⑤ 相続の開始前10年以内に被相続人に相続税が課税されていた場合には、原則として、前回の相続税額の10%に、「10年—前回から今回の相続までの経過年数」を乗じた額を控除 ⑥ 外国所在財産につきその国で課せられた相続税相当額を控除 （4）税額加算 相続又は遺贈により財産を取得した者が被相続人の配偶者及び一親等の血族以外の者（孫養子（代襲相続人を除く。）を含む。）であるときは、その者の相続税額に20%を加算する。																		

税 の 制 度 の 概 要

暦 年 課 税		相 続 時 精 算 課 税																																					
贈与により財産を取得した者		特定贈与者（60歳以上の者）から贈与により財産を取得した18歳以上の子や孫で相続時精算課税を選択した者																																					
その年中に贈与により取得した財産（相続時精算課税に係るものを除く。）の価額の合計額		その年中に特定贈与者から贈与により取得した財産の価額の合計額																																					
基礎控除：110万円（本則：60万円）		基礎控除：110万円（本則：60万円） 特別控除：2,500万円 （限度額まで複数回にわたって使用可）																																					
配偶者控除，基礎控除後の課税価格に超過累進税率（下表）を適用して贈与税額を求める。 (1) 本則 <table><tr><td></td><td>税率</td><td></td><td>税率</td></tr><tr><td>200万円以下の金額</td><td>10%</td><td>200万円以下の金額</td><td>10%</td></tr><tr><td>300万円</td><td>15%</td><td>400万円</td><td>15%</td></tr><tr><td>400万円</td><td>20%</td><td>600万円</td><td>20%</td></tr><tr><td>600万円</td><td>30%</td><td>1,000万円</td><td>30%</td></tr><tr><td>1,000万円</td><td>40%</td><td>1,500万円</td><td>40%</td></tr><tr><td>1,500万円</td><td>45%</td><td>3,000万円</td><td>45%</td></tr><tr><td>3,000万円</td><td>50%</td><td>4,500万円</td><td>50%</td></tr><tr><td>3,000万円超の金額</td><td>55%</td><td>4,500万円超の金額</td><td>55%</td></tr></table> (2) 特例(直系尊属から18歳以上の者への贈与)			税率		税率	200万円以下の金額	10%	200万円以下の金額	10%	300万円	15%	400万円	15%	400万円	20%	600万円	20%	600万円	30%	1,000万円	30%	1,000万円	40%	1,500万円	40%	1,500万円	45%	3,000万円	45%	3,000万円	50%	4,500万円	50%	3,000万円超の金額	55%	4,500万円超の金額	55%	基礎控除，特別控除後の課税価格に20%の一律（比例）税率（贈与時） ・ 特定贈与者からの贈与財産について，他の贈与財産と区別して贈与税を課税 ・ 申告を前提に特別控除を超える部分について課税 （相続時） ・ 相続時精算課税の適用を受けた贈与財産の価額から相続時精算課税に係る基礎控除相当額を控除した残額を相続税の課税価格に加算して相続税額を計算 ・ 相続税額（計算方法は「相続税」欄を参照）から既に納めた贈与税相当額を控除（控除しきれない贈与税相当額は還付） （注）相続税の課税価格に加算する贈与財産の価額は，贈与時の時価	
	税率		税率																																				
200万円以下の金額	10%	200万円以下の金額	10%																																				
300万円	15%	400万円	15%																																				
400万円	20%	600万円	20%																																				
600万円	30%	1,000万円	30%																																				
1,000万円	40%	1,500万円	40%																																				
1,500万円	45%	3,000万円	45%																																				
3,000万円	50%	4,500万円	50%																																				
3,000万円超の金額	55%	4,500万円超の金額	55%																																				
(1) 特定障害者に対する贈与税の非課税 個人と信託銀行の間で，以下の障害者を受益者とする特定障害者扶養信託契約に基づき金銭等が信託されたことによって，当該特定障害者が信託受益権を有することとなる場合には，その信託受益権のうち以下の金額までは非課税 ・ 特別障害者：6,000万円 ・ 精神障害者保健福祉手帳2・3級の者等：3,000万円 (2) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税 18歳以上の者がその直系尊属である者から住宅取得等のための金銭の贈与を受ける場合には，500万円（良質な住宅の場合1,000万円）まで非課税（所得制限2,000万円） （注）適用期限は令和8年12月31日まで (3) 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税 直系尊属が子や孫の教育資金として金銭等を拠出し，金融機関に信託等をした場合には，子や孫ごとに1,500万円まで（学校等以外の者に支払われる金銭は500万円まで）非課税（所得制限1,000万円） （注）適用期限は令和8年3月31日まで (4) 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税 直系尊属が子や孫の結婚・子育て資金として金銭等を拠出し，金融機関に信託等をした場合には，子や孫ごとに1,000万円まで（結婚に際して支払われる金銭は300万円まで）非課税（所得制限1,000万円） （注）適用期限は令和7年3月31日まで (5) 贈与税の配偶者控除 婚姻期間20年以上の夫婦間において居住用不動産等の贈与があった場合は，基礎控除とは別に2,000万円を控除		(1) 同 左 (2) 同 左 (3) 同 左 (4) 同 左																																					

37. 相続税及び贈与

区 分	相 続 税												
そ の 他	(1) 小規模宅地等の計算の特例 <table><tr><td></td><td>減額割合</td><td>限度面積</td></tr><tr><td>① 特定事業用等宅地等</td><td>80%</td><td>400㎡</td></tr><tr><td>② 特定居住用宅地等</td><td>80%</td><td>330㎡</td></tr><tr><td>③ 貸付事業用宅地等</td><td>50%</td><td>200㎡</td></tr></table> (不動産貸付、駐車場の用) (注) 特定事業用等宅地等とは、特定事業用宅地等及び特定同族会社事業用宅地等をいう。 特定事業用等宅地等と特定居住用宅地等は、完全併用できる。 (2) 個人事業者の事業用資産についての相続税の納税猶予制度 特例事業相続人等の相続税額のうち事業用資産（土地（400㎡まで）、建物（床面積800㎡まで）、一定の減価償却資産）の課税価格の100%に対応する相続税の納税を猶予 (注) 令和10年12月31日までの相続に適用 本制度と特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の課税価格の計算の特例は選択適用 (3) 非上場株式等についての相続税の納税猶予制度 経営承継相続人等の相続税額のうち非上場株式等の課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予 ※ 事業承継税制の特例制度の適用を受ける場合については、特例経営承継相続人等の相続税額のうち非上場株式等の課税価格の100%に対応する相続税について納税を猶予 (注) 令和9年12月31日までの相続に適用 (4) 農地等についての相続税の納税猶予制度 農業相続人の相続税額のうち農業投資価格を超える部分に対応する相続税の納税を猶予 (5) 山林についての相続税の納税猶予制度 林業経営相続人の相続税額のうち森林経営計画に従って施業・路網整備を行う山林の課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予 (6) 医療法人の持分についての相続税の納税猶予制度 経過措置医療法人の持分を取得した相続人等が、相続税の申告期限までに認定医療法人の認定を受けた場合には、その相続税額のうち当該持分の課税価格に対応する相続税の納税を猶予 (注) 令和8年12月31日までに受ける認定に適用 (7) 特定の美術品についての相続税の納税猶予制度 寄託相続人の相続税額のうち特定美術品の課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予 (8) 特定計画山林の課税価格の計算の特例 森林経営計画に基づき施業が行われている山林の課税価格を5%減額		減額割合	限度面積	① 特定事業用等宅地等	80%	400㎡	② 特定居住用宅地等	80%	330㎡	③ 貸付事業用宅地等	50%	200㎡
	減額割合	限度面積											
① 特定事業用等宅地等	80%	400㎡											
② 特定居住用宅地等	80%	330㎡											
③ 貸付事業用宅地等	50%	200㎡											

税 制 の 概 要 (続)

贈 与 税	
暦 年 課 税	相 続 時 精 算 課 税
(1) 農地等についての贈与税の納税猶予制度 農業を営む個人が、推定相続人のうち1人に農地等の全部を贈与した場合には、贈与税の全額を納税猶予 (2) 個人事業者の事業用資産についての贈与税の納税猶予制度 個人事業者が、受贈者に一定の事業用資産を贈与した場合には、贈与税の全額を納税猶予 (注) 令和10年12月31日までの贈与に適用 (3) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度 経営者の保有株式等の全部（贈与した結果、後継者の保有割合が発行済議決権株式等の2/3超となる場合は、当該2/3に達するまでの贈与が要件）の贈与をした場合には、贈与税の全額を納税猶予 ※ 事業承継税制の特例制度の適用を受ける場合は、特例経営承継受贈者の贈与税額のうち非上場株式等の課税価格の100%に対応する贈与税について納税を猶予 (注) 令和9年12月31日までの贈与に適用 (4) 医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予制度 認定医療法人の出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者の持分が増加し経済的利益に相当する額の贈与を受けたものとみなされる場合には、贈与税の全額を納税猶予 (注) 令和8年12月31日までに受ける認定に適用	《適用手続》 ○ 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、本制度を選択する旨の届出書を提出 ○ 最初の贈与の際に届け出れば、相続時まで本制度の適用が継続 ○ 受贈者である兄弟姉妹が別々に、特定贈与者である父・母ごとに、選択可能 《適用対象》 ○ 贈与財産の種類、贈与金額、贈与回数に制限はない。 ○ 左記の相続税「その他」(8)の特例は、贈与財産を相続時に合算する際にも適用可能 ○ 相続時精算課税適用者の特例 個人版事業承継税制及び事業承継税制の特例制度の適用を受ける場合には、贈与者の子や孫以外の者（18歳以上の者）であっても、相続時精算課税制度を選択可能 ○ 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例 住宅の取得又は増改築に充てる資金を贈与により取得した場合には、贈与者の年齢に関わらず、相続時精算課税制度を選択可能 (注) 適用期限は令和8年12月31日まで